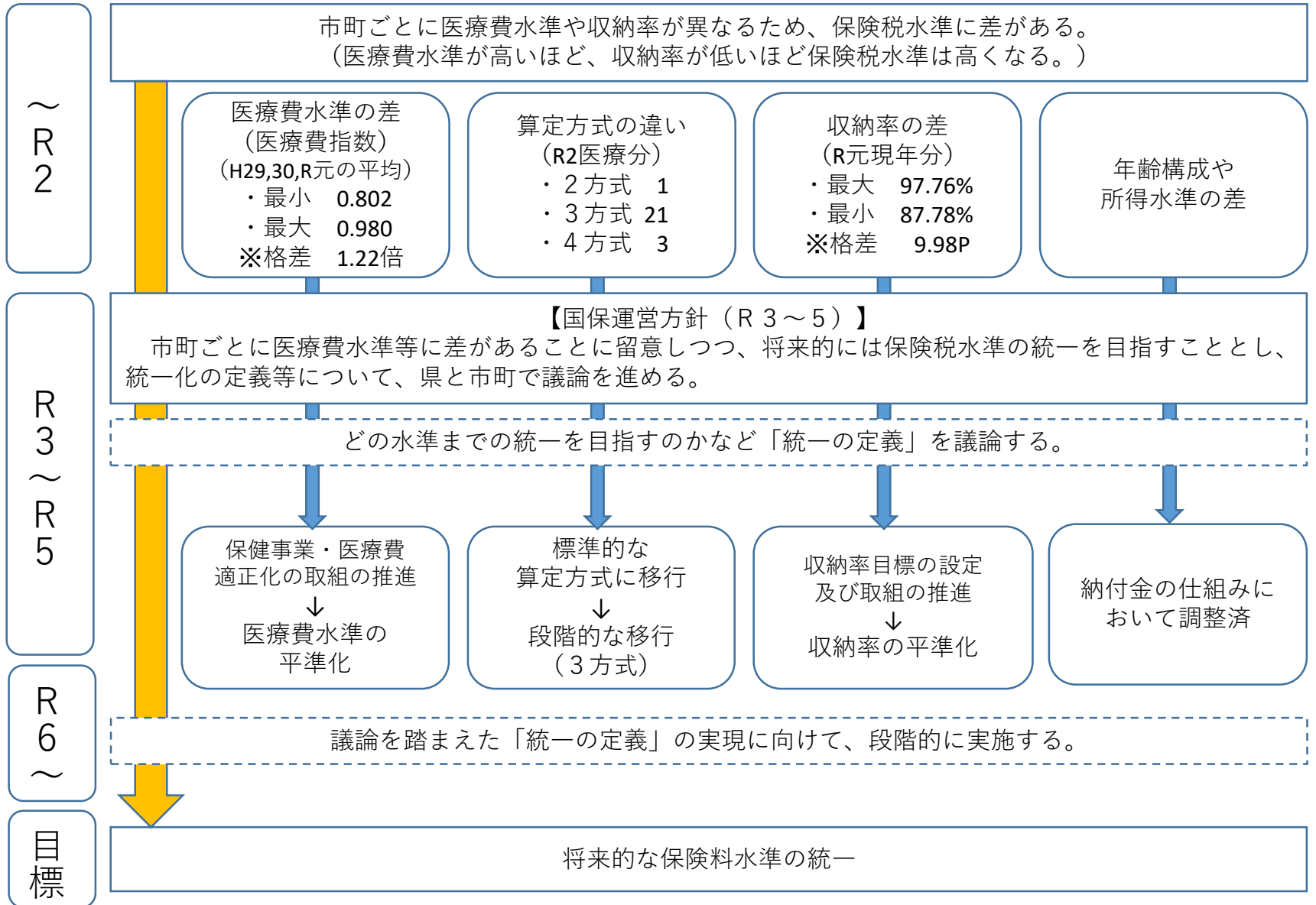


# 保険税水準の統一に向けた検討について

令和3年2月  
栃木県保健福祉部国保医療課

# 保険税水準の考え方（イメージ）



## 納付金・標準保険料率の主な算定方法

項目	方針	理由
①保険料水準の考え方	・当面、 $\alpha = 1$ とする。	・各市町の医療費適正化インセンティブを働かせるため、 <u>当面</u> 、 $\alpha = 1$ とする。
② $\alpha \cdot \beta$ の設定	・ $\alpha = 1$ ・ $\beta =$ 都道府県（約1.01（R3医療費分））	・医療費水準や所得水準に応じた公平・適切な保険税設定のため
③高額医療費の共同負担	・記載なし（実施しない。）	・高額医療費負担金により一定の負担緩和が図られている。
④算定方式	・医療分、後期分、介護分とも3方式	・改定前運営方針から3方式としている。 ・3方式の市町が大多数
⑤賦課割合	・応能：応益 = $\beta : 1$ ・均等割：平等割 = 7 : 3	・県条例に基づく
⑥賦課限度額	・地方税法施行令に規定する額と同額とする。	・被保険者間の負担の公平、及び公平な所得水準の算定のため
⑦標準的な収納率	・市町ごとに、過去3年間の収納率の平均とする。	・市町ごとの実態を適切に反映するため
⑧保険者努力支援制度（都道府県分）の取扱い	・県版保険者努力支援制度の財源とし、各市町ごとに交付金として配分する。	・各市町の取組にインセンティブを働かせるため
⑨相対的必要給付	・出産育児諸費、葬祭諸費は納付金に含めず、標準保険料率算定時に反映させる。	・相対的必要給付であるため、納付金算定に含めていない。
⑩財政安定化基金の交付（交付要件、市町の補填方法）	・交付要件（特別の事情）：災害その他の理由により多数の被保険者の生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情 ・補填方法：交付を受けた市町から徴収する。	・交付を受けていない他の市町の負担を考慮する。
⑪激変緩和措置	・当面、令和2年度の各市町の納付金総額と平成28年度の決算ベースの丈比への結果により、令和3年度以降の各市町ごとの軽減措置額の漸減期間を決定する。 なお、今後の扱いについては保険料水準の統一の議論に併せて改めて検討する。	

# 保険税水準の統一に向けた主な論点など

## ○保険税水準の統一とは

- ・同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険税水準とすること

## ○なぜ保険税水準の統一を目指すのか

- ・被保険者からみると、保険給付は全国共通なのに保険料は市町村ごとに異なり不公平感がある。
- ・市町村単位での支え合いから都道府県単位での支え合いにできれば、より安定的な国保運営に繋がる。

## ○乗り越える壁（課題）は何か。

- ・目指す「統一」の定義や理念の共有 ⇨ 県と市町間での、国保のあるべき姿について議論を深める。
- ・保険税水準の上がる市町保険者、被保険者の納得 ⇨ 県や市町からの丁寧な説明

## ○なぜ一足飛びに行かないのか。

- ・各市町村ごとに実情が異なるため、丁寧な議論が必要
- 例) 保険税の算定方式が異なる（2～4方式）。1人当たり医療費や収納率に差がある。  
保健事業や医療費適正化の取組に違いがある。市町ごとに保険税率の上がり下がりが生じる。

## ○メリット・デメリットは何か

【メリット】 税率上の被保険者間の公平。急激な医療費増に伴う税率上昇リスクの回避（県全体でならせる。）

【デメリット】 医療費適正化や収納率向上の成果が市町ごとに反映しなくなる。

（現在は、医療費水準や収納率が市町ごとの保険税率に反映されている。）

# 保険税水準の統一の具体的な論点

・統一の定義などに併せて各論点を議論し、格差の縮小や事務の標準化を図る。

①算定方式（2～4方式）  
（21市町が3方式（医療分））  
→何方式が良いか？

③賦課限度額  
（地方税法施行令）  
→算定年度の限度額で良いか？

⑤医療費水準の反映  
（H29～R元平均格差1.22倍）  
→医療費水準を反映しないこととして良いか？

⑦保険事業費及び医療費適正化に係る経費及び公費  
（上記費用（保険者努力支援交付金含む）に格差）  
→県全体で均して良いか？

⑨地方単独事業に係る国庫減額調整分の取扱い  
→市町ごとに全額一般会計から繰り入れることとして良いか？

⑪激変緩和措置  
→統一により生じる保険税の激変緩和をどう考えるか？

統一の定義などを議論する

・本県の国保のあるべき姿は？  
・課題は何か？  
・いつまでに何を？

②賦課割合  
（所得割：資産割＝1：0、均等割：平等割＝7：3）  
→運営方針の割合で良いか？

④収納率  
（R元時点の格差9.98ポイント）  
→何ポイントまで縮まれば、平準化と見なせるか？

⑥相対的給付（出産育児一時金・葬祭費）  
（全市町が同額）  
→県全体の納付金総額に含めて良いか？

⑧保険税及び一部負担金の減免基準  
→共通基準を設けるか？

⑩赤字削減・解消の取組  
→R4年度で解消の見込み

⑫保険税の納期限  
→保険税の納期限を統一するか？

⑬短期証・資格書の交付基準  
→共通基準を設けるか？

将来的な保険料水準の統一へ